

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>II 金融サービス仲介業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>II-1-3 監督部局間の連携</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 管轄財務局長との連絡調整 <u>(削除)</u></p> <p>金融庁長官又は財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、所管する金融サービス仲介業者の他の財務局長が管轄する区域に所在する営業所に対して、金融サービス提供法第37条又は第38条第1項の規定に基づく処分をした場合は、速やかに当該営業所の所在地を管轄する財務局長にその処分内容を連絡するものとする。</p>	<p>II 金融サービス仲介業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>II-1-3 監督部局間の連携</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 管轄財務局長との連絡調整</p> <p>① <u>金融庁長官又は財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、他の財務局長が管轄する区域における金融サービス仲介業者の営業所の設置、所在地の変更、名称の変更、業務の廃止に係る届出書を受理した場合は、その資料を当該営業所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。</u></p> <p>② 金融庁長官又は財務局長は、所管する金融サービス仲介業者の他の財務局長が管轄する区域に所在する営業所に対して、金融サービス提供法第37条又は第38条第1項の規定に基づく処分をした場合は、速やかに当該営業所の所在地を管轄する財務局長にその処分内容を連絡するものとする。</p>